

障害者支援施設等の通所に係る交通費助成事業実施要綱

浅口市社会福祉協議会

(目的)

第1条 この要綱は障害者支援施設等に通所する障害者に対して、通所に要する交通費を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 障害者

市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

(2) 障害者支援施設等

ア 障害者自立支援法第5条12項に定める障害者支援施設

イ 障害者自立支援法第5条21項に定める地域活動支援センター

ウ 浅口市鴨方障害者共同作業所

エ ア、イ及びウに準ずる施設として会長が認める施設

(3) 交通費

ア 公共交通機関（JR及び路線バスに限る）を最も経済的な経路で利用した経費

イ 割引や減免ののち実際に要した経費

(助成の金額)

第3条 障害者支援施設等に通所に要した交通費の3分の1に相当する額とする。ただし、1カ月の助成額の上限を7000円とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交通費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 施設を利用していることを証する施設長の証明書

(2) 定期乗車券を購入して通所した場合は、当該定期券の写し

(申請の時期)

第5条 申請者は、前期と後期の年2回、前条の申請を行うこととする。

(1) 前期は9月中に同年度の4月～9月までに発生した交通費に対する申請を行う

(2) 後期は3月中に同年度の10月～3月までに発生した交通費に対する申請を行う

(助成の決定等)

第6条 会長は、前条の交通費助成申請書を受理した時は、適否を速やかに審査し、その結果を申請者に交通費助成決定通知書（様式第2号）又は、交通費助成却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 会長は、申請者が偽りの申請、その他不正な手段により助成金を受けたと認められた時には、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。